（照　会　先）
独立行政法人国立病院機構
東海北陸グループ
担当：参事（人事担当）　田 中
　　人事係長　　亀 山
電話：０５２－９６８－５１７１

令和８年１１月１６日
独立行政法人国立病院機構
東 海 北 陸 グ ル ー プ

職員の懲戒処分について

国立病院機構榊原病院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第９２条第１７号に基づく懲戒処分を行いました。

事　　項	内　　容
事案の概要	令和７年１２月、飲酒により酩酊状態となった行為者が、同病院の職員に対して暴行、暴言に及び、傷害を負わせたもの。
処分年月日	令和８年１月３０日
処分量定等	（行為者） 国立病院機構榊原病院 医師（３０代、男性） 停職１５日間